

特集

NISA (少額投資非課税制度)の概要とQ&A

編集部

はじめに

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置、いわゆるNISAが平成26年1月1日から始まります。

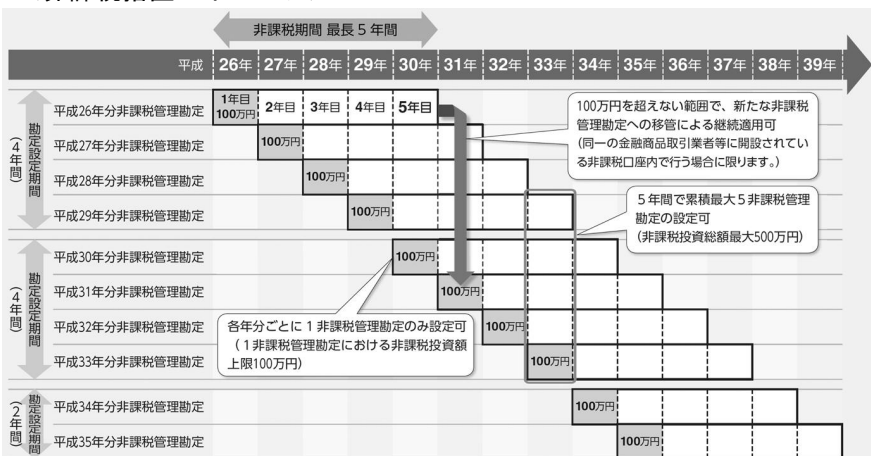
この非課税措置の適用を受けるためには、金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

非課税口座開設の申請手続は、平成25年10月1日から開始されます。

そこで、NISA制度の概要(国税庁掲載資料)を掲載し、NISAに関する疑問等についてQ&A方式で解説していきます。

1 NISA制度の概要

<非課税措置のイメージ>



| | |
|----------------|---|
| 開設者(対象者) | 口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等 |
| 口座開設可能期間 | 平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間 |
| 非課税管理勘定 設定数 | 各年分ごとに1非課税管理勘定のみ設定可 (勘定設定期間ごとに1金融商品取引業者等に限りませす。ただし、勘定設定期間が異なれば、同一の金融商品取引業者等である必要はありません。) |
| 非課税投資額 | 1非課税管理勘定における投資額(①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額)は100万円を上限 ※ 未使用枠は翌年以後繰越不可 |
| 保有期間 | 最長5年間、途中売却可(ただし、売却部分の枠は再利用不可) |
| 非課税投資総額 | 最大500万円(100万円×5年間) |

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆるN I S A)は、20歳以上(口座開設の年の1月1日現在)の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)を対象として、平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等^(注1)やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税(非課税期間)となる制度です^(注2)。

この非課税措置を受けるためには、金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。

(注1) 非課税口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付されるものに限られ、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります。

(注2) 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失と、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。